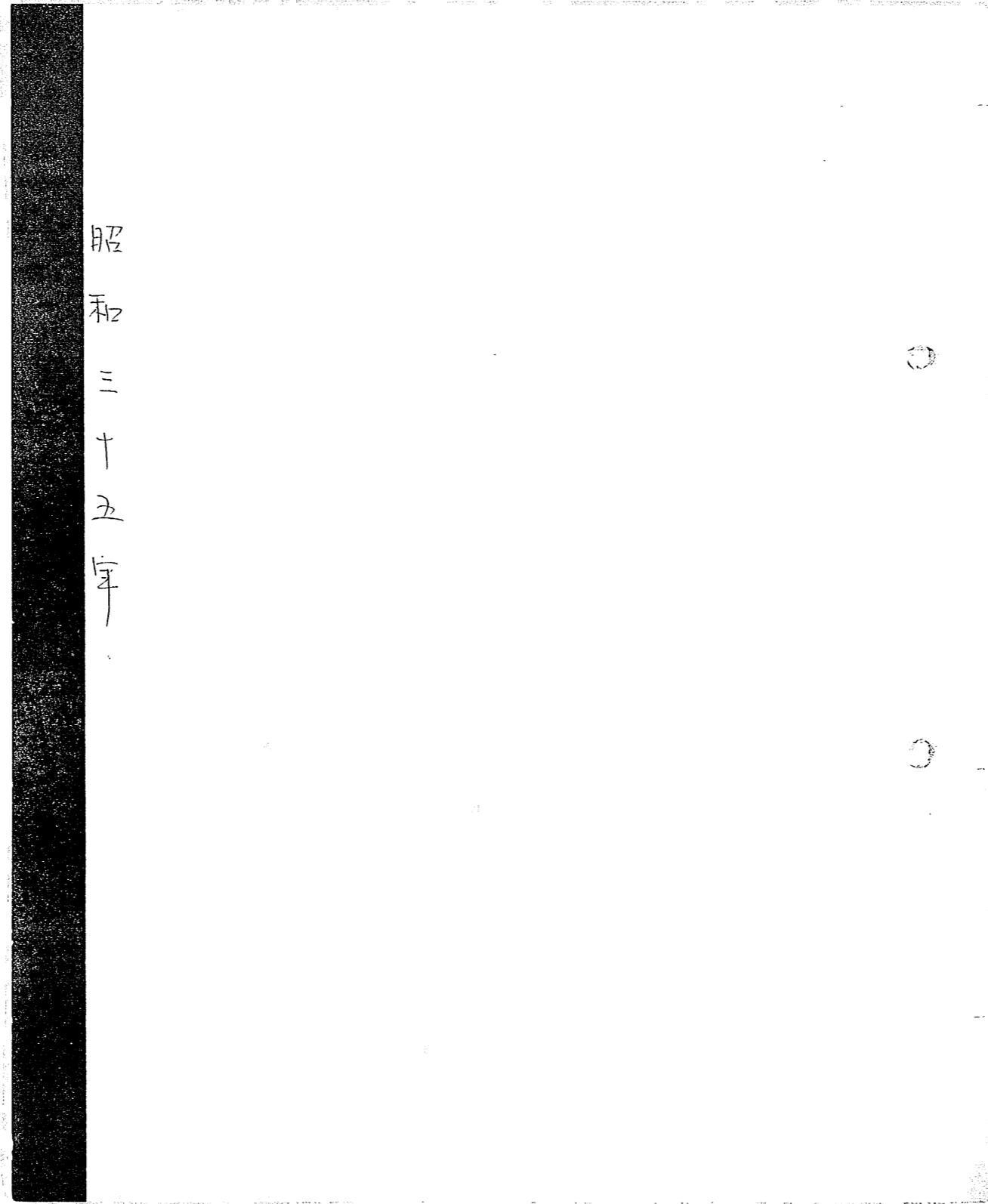


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地 問題（プライス報告を含む）第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43857



アシア局長
審議會

那半三三号
昭和三十一年三月十日

那霸県政府南方連絡事務所長

特別地域連絡局長殿

最近の軍用地問題について

沖縄における軍用地問題は昭和三十一年七月現地接觸の結果、新工地計画が米琉双方による承認され、因滿に解決をみたことは、承認のとおりで、現在、この新工地計画の下、新しく土地の貸借契約の契約締結(註)が行われており、同時に軍用地料の支払もなされてゐる。琉球政府法務局では、これらの業務の実行状況視察のため係官を三月一日から五日まで伊江島へ派遣調査せしめ由で、係官から腰取こと三郎によると

総理府

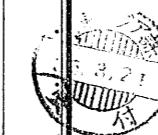
その結果は次とおりであり、その他の問題も併せて参考書にて報告する。

(註)米合衆国が使用する土地はすべて「貨貸借契約」で締結可ることにより、「貨借権」を取得可能。次の種類は、借借期間が五年以内の「定期貨借権」と不定期である「不定期貨借権」と二種類の契約の方針は、先不地主と琉球政府が基本貨貸借契約の正締結。政府はそれに基づいて米國と総括貨貸借契約を締結した。この場合、地主が政府と基本貨貸借契約を締結不能と拒否し、そのため仕意による権利取得がつかず接觸が不成功となるときは、米國は使用权を統一し、貨借権を取得し、総括貨貸借契約を締め入れる。

(東文社納)

記帳了

543



17

一、伊江島に於ける軍用地問題
昨年九月五日伊江島不演習場から拾得した爆弾が
解体中破裂して二名の地元民が死亡する事
故が発生したのがきっかけと見て伊江島の軍用地
問題が大きくなっています。されば
特に附近の射撃場とも眞謝区民が米軍の土地
接收に反対し抵抗している姿が大きく新聞に取
上げられ(昨年九月から十月にかけて)新土地計画
により軍用地問題が円満に解決されましたが、これは
から併せて不可避の問題として注目されていふも
のである。

調査へ赴いた法務局原官の話によれば概要は次の
とおりである。

伊江島に於ける三月初旬現在の土地契約状況

総理府

契約の締結された地区的総面積	契約を完了した面積	契約完了の割合(百分率)
7664	7074	92%

地区の総面積	契約を拒否した地区的総面積	拒否された地区的割合(百分率)
1,250	27	2.1%

契約を締結された地区的総面積	契約を拒否した地区的総面積	拒否された地区的割合(百分率)
7664	160	2.0%

(II) 前項のとおり契約を拒否した地区的総面積は1,250
(1,250と真謝区民)で、地区の総面積の約2%、
あらかじめ算定によって同一の約2%である。
一方で伊江島全体からすれば契約を拒否した
地区的極めて大多数は進んで契約義務を

協力に之なり。該務局係官と地主との懇談会にて見か交換され以前も各地主から反対意見は珍らしく、又地主個々の当分の意向を貢じた結果も同様で新規報道面とは大分異な印象を受ける。

すれど、眞謝区長は土地の使用には反対の立場にあることを明確にした。

(三)米軍よりは一部の地主が工場の賃貸借契約に応じなくとも、従来の土地保有権には何等の影響はない契約に応じなければ高達半務官命令第20号「賃借权の取扱い」によれば、従来の土地可地であるとの痛痒を感じては、模様である。

軍としては強硬に契約違反に対する眞謝区の一部の地主の意向に対する抗議、従来眞謝区にある財

総理府

撃擲場廻域は默認耕作をさせず住民へ便宜を享之れど、これが演習中の住民の立ち入り絶之ばり有機から危険防止のため射撃場から四〇〇メートルの範囲内は立ち入禁止区域として默認耕作を止め方針である意向である。

二、知念村における軍用地問題、昨年十一月、米軍から知念村長に村新たに四十五エーカー(八三〇六平方メートル)の土地の測量を申入れてきしこと、端を発し地元民の向ふ土地測量並びに新規接收阻止の勧告が現れし。

(一)昨年十一月九日土地測量の申入れを受けた地元民は、測量が何のために行われるか明らかにされ不安と感し、測量は新規接收へつばかりもあらずとの如く、及早に許す。十一月二十四日測量は指定された地域

の地主の連名で米軍に測量申止方陳情し同時に立法院に付しても土地四原則貫徹の立場から善え方陳情しならざる。

陳情書は盛られ地主の主張によれば測量申入れの所次四十五エーカーのうち耕地が二十五エーカー、原野十二八エーカー、山林八エーカーを接收されの場合全耕地を失うのが十三在帶もあり又同区域が部族民の飲料水の水源地となつてゐる二からも接收による経済的打撃は大きいと述べてゐる。

(二)陳情を受理し立法院行政法務委員会ではこの問題を重視し本年二月十日現地調査を行つて結果地元民の主張を容れ新規接收には強く反対するという方針を打出してゐる。

(三)行政法務委員会は前項の決定に基き三月二日



理 府

代表が米民政府を訪れ知念村人における土地測量の中止新規接收をやめと申入れた、これに対する米側はこの地域が軍の必要とされる条件にかねかどうかの化質調査と可否に可きほり接收可否かどうかは調査してからではなく今後はいつの態度を明らかにしていふ。

(四)経済は以上のことより主管である法務局でも測量が接收のためか否かは米側から何等明かにされていない。又三月六日現在測量は未だ行われていないと説明している。

ナカ土地の調査又は測量のための立入につき地主の承諾を得られないとおは布令百七工号により強制的に入土測量可ることを定めるとある。

本信等送付先

外務省伊沙下局長
警察厅警備局長
九州管区警務局長

總理府

(東文社納)

アジア局長 *（サイン）* 総務参事官 *（サイン）*

アジア局第一課長 *（サイン）*

本件アラフ局に於て
署名は叶は、
甲賀御食
ハリヒミ御
急遽な発展あり、在日米大使館は一括払を中止し軍用地問題に関する政策を再検討すべき旨内報し越し、十二日ムーア総務官は右趣旨

発表した。

米側の政策転換は沖縄の現情勢に対する判断及過去の政策に対する反省に基因することは明かであるが、同時に日本 内閣 舗との関連性特に総選挙に対する配慮があつたものと見られ、在日米大使は本件につき従来より日米間に非公式話合が行はれ且一括払中止に關し日本政府が事前に内報されていたことを公表することに同意し、（右に關する大臣談話は一部新聞にはキヤリされた）

大臣に対し、一括払を中止するよう本国政府にリコメンドせる旨

極
秘
まで

を内話した。（別途大使館員は陳情団の説明に大使がイブレスされた旨内話した）。

此際政府として如何なる措置をとるべきかについては十五日華府来電は或る種のヒントを与えるものであり（但し一括払と五ヶ年の賃貸借契約との選択を与えるとの案は現在尚國務省事務当局の考え方であり主なる发言権を有する国防省が如何なる態度を取るかは疑問であり、米政府としての政策決定が最終的に如何なるものとなるかについては予断を許さず又右情報ソースは過去の経験に徵し必ずリライヤブルとは言い得ない）左の如き案が考えられる。

大臣より在京米大使に対し沖縄軍用地問題が生じつつある事態と内政との関連を説明され米国政府が沖縄島民の希望を容れ一括払の政策を放棄し軍用地の使用を賃貸借契約によるよう非公式に

回覧番号
ア一



申入れられるものとする。(右申入案は別に作成する。又右申入
れに際しては事前に在京米大使館の意向を事務当局より充分打診
し、ヒツヂを生じないよう工作を行う。この点既に此種申入れを行
われる可能性ある旨を米大使館事務当局に示唆し右は米大使に
報告される由。)

二 右大臣の申入れは公表することが内政的には効果があるが機微
な問題であり今後の工作上米側の意向を尊重する必要があるので此
点も併せ事前に米側と打合せる。

三 更に右会談の結果如何により事務当局間に於て更に詳細且具体
的に意見交換を行う。

四 以上との関係に於て華府に於ける対米工作方針を在米大使館に
訓令する。

アジア局長



宇山参事官

審議官

総務参事官

北東アジア

A'30.0.7-1-2

総特連第908号

昭和35年8月6日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡事務

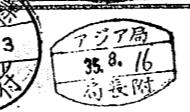
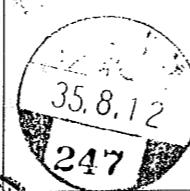


プライス法案の米上院通過について

(6月25日付総特連第753号関連)

標記について、このほど那霸日本政府南方連絡事務所長から
7月1日付那第558号をもつて別添のとおり報告があつたので、参考までに回報する。

総理府



記帳了

1930



那第人メ号
昭和33年7月1日

特別地域連絡局長 碩

那霸日本政府南方連絡事務所長

アラヤ法案の米上院通過について

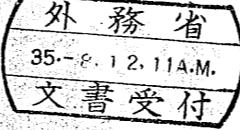
民政府は6月30日発表を行ひアラヤ法案が
6月29日の米上院本会議で一部修正の上可決
されたことと表明されにそりてこの旨報告する。

同法案は5月23日下院本会議を通過し今回
上院も通過したので直ちに大統領に送付され
その署名を得つけられとなり、ついに琉球政府が切望
してリアラヤ法案が漸く実現された運びとなつた。

尚、上院で一部修正されたのは当初の法案は琉
球援助資金の資産線を在琉球米国人より所
得税收入に求めクリオを米国金債の所納得
税收入より支去すようになつてゐる。

尚、参考として6月30日付(未刊)及び7月1日付
琉球新報記事を添付す。

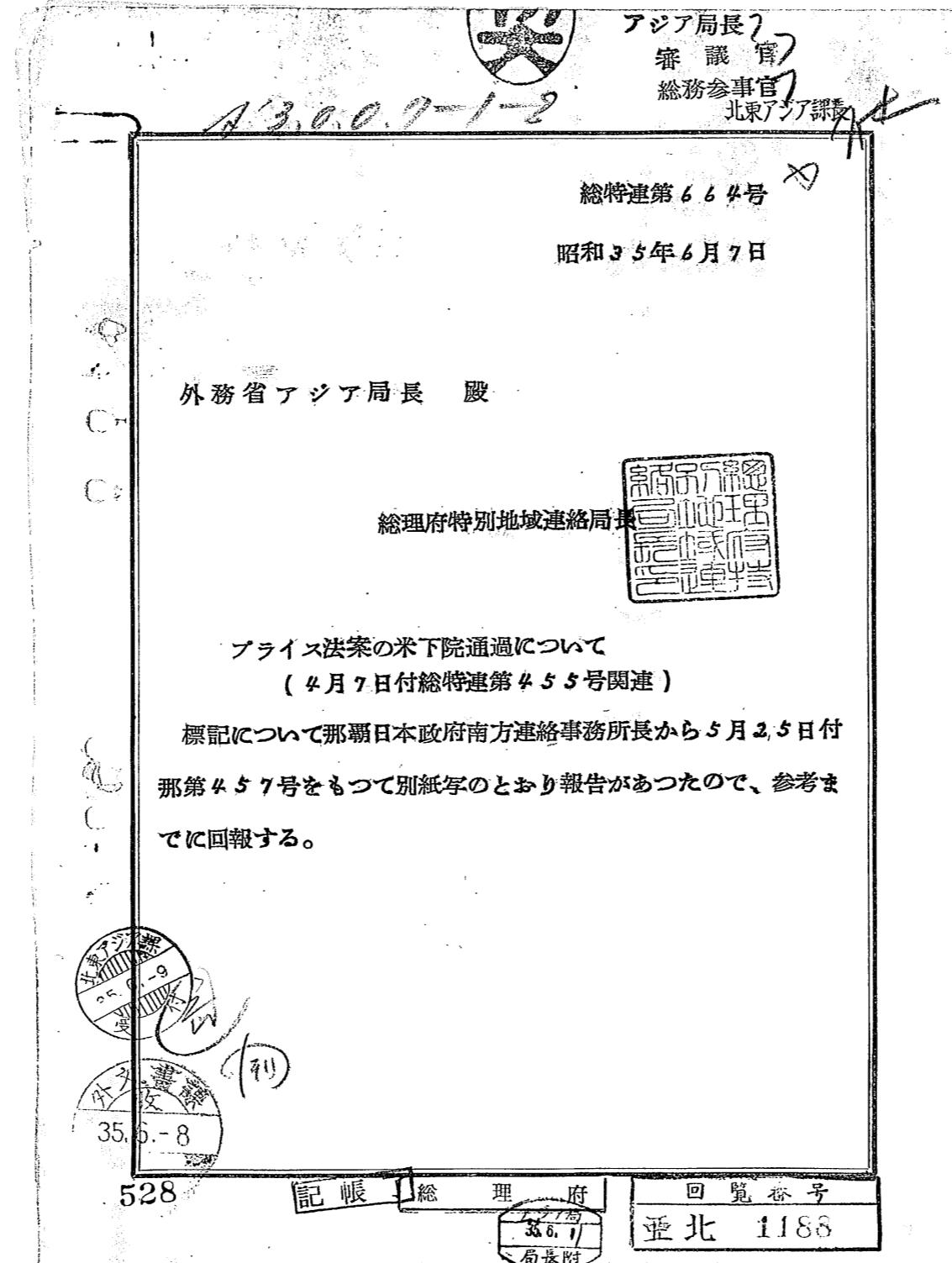
總理府



東京都千代田区三年町五番地
総理府特別地域連絡局

総特連 第 908 号







昭和35年6月25日
那第447号

特別地域連絡局長 厥

那霸日本政府南方連絡事務所長

アラス法案の米下院通過について

アラス法案については4月14日付特信那第
308号により 同法案が 3月31日米下院軍事委
員会を通過した旨報告する。うちアラス
ントン5月23日登録電は同法案が5月
23日米下院本会議において全会一致で
可決された旨 伝えていた上で報告する。
(別添5月24日付琉球新報夕刊参照)

総理府

昭和35年6月24日琉球新報

プライス法案 下院通過

きのう直ちに上院に送る

【シンガポール、U.P.電による米半院は三百本会議で年間六ヶ月を費す】
援助のライス法案を全文】
要通過、上院へ送った。
この法案は癡狂の米人から
一はハフホー提出米院員ロング

が準備から審議六月がまじりの金額を施設の建設、社会發展に助法案を出した。【東京干事會】
開いたもので、もし上院がこれを強せた後大統領の署名をあたけるのである。なお上院で
アンドリック國務官の語下院を通じておもむろに
通達の話を聞いておもむろに
だらる。注目すべきは米議院】

【シンガポール、U.P.電による米半院は三百本会議で年間六ヶ月を費す】
援助のライス法案を全文】
要通過、上院へ送った。
この法案は痴狂の米人から
一はハフホー提出米院員ロング